昭和57年2月5日 601号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

まもなくオープン一周年
区立産業会館
みなさんのご利用をお待ちしています

☎233－1461－3

区立産業会館が昨年3月にオープンしてから、まもなく1年がたとうとしています。

この産業会館は、区内中小商工業の振興発展と勤労者の福利増進を図るための施設として、多くのひとに利用されています。

その内容は、会社や団体の会議や打合せ会に、そして、勤労者の教養を深めるための各種講座・講習会、サークル・グループ活動などさまざま。

また、各種の展示会や見本市などにも利用されています。

これから4月頃にかけては、みなさんの会社でも打合せ会や会議、あるいは研修会などが多く開かれる時期ではないでしょうか。

産業会館では、そうしたときの利用をお待ちしています。

利用の申込みは、産業会館4階事務室で受付けています。お気軽にご利用ください。

私立幼稚園児のいる家庭に補助金を差上げます

3歳児も対象に！

区では、私立幼稚園に通う園児の保護者の方に、補助金を差上げています。

今回は、昭和五十六年度下半期分（五十六年十月から五十七年三月までの六か月分）の申請を受付けています。

また、今回から三歳児も対象となります。

三歳児については、上半期分の申請を受付けていませんので、今回、上・下半期分（五十六年四月から五十七年三月までの十二か月分）の申請を受付けます。

対象となるひと

区内に住み、三歳、四歳、五歳のお子さんを私立幼稚園に通園させている保護者

補助金（月額）

・**三歳児**（昭和五十二年四月二日～五十三年四月一日生れ）……七百円

・**四歳児**（昭和五十一年四月二日～五十二年四月一日生れ）……二千二百円

・**五歳児**（昭和五十年四月二日～五十一年四月一日生れ）……二千二百円

申請期限　二月二十七日(土)まで

申請先・問合せ　総務課総務係

●千代田区奨学資金●

申込みは3月6日まで

区では、高等学校に在学しているひとや、ことしの四月、高校に進学するひとを対象に、奨学資金（無利子）の申込みを受付けます。

貸付金額

・公立高等学校生　月額一万円以内

・私立高等学校生　月額一万五千円以内

・本年四月高校入学生（申込時は中学生）　入学準備金八万円以内

申込みができるひと

①保護者と同居し　区内に一年以上住んでいるひと

②経済的理由で修学が困難なひと

③高等学校に在学しているひとと、ことしの四月に入学するひと

④同種の奨学資金をほかから受けていないひと

申込期間　二月八日(月)から三月六日(土)まで

返済方法　高等学校を卒業して一年経過後、十年以内の年賦か半年賦、または月賦のいずれかの方法で返済

申込み・問合せ　厚生部管理課児童係

外国籍の方も受けられることになりました

児童手当などや在宅重度心身障害者福祉手当

●児童手当など

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けることができるひとの資格であった「国籍要件」がなくなりました。そこで、区内に外人登録があり、長期間滞在し生活している方も児童手当などが受けられることになりました。

これらの手当を受けるためには申請が必要で、また、それぞれの手当には所得制限があり、申請に必要な書類も違いますので、くわしいことは係まで問合せてください。

問合せ　厚生部管理課児童係

●在宅重度心身障害者福祉手当

日本国内に住所がある外国人の方も、福祉手当（在宅重度心身障害者福祉手当）が受けられることになりました。（月額一万円）

ただし、「外国人登録法」による登録をしている外国人でも、スポーツ・観光などの短期滞在者や演劇・演奏活動などの興業を行う目的の方、また、在留期間が短く、生活の本拠が日本国内にあると認め難い方などは、対象となりません。

手当が受けられるひとは、つぎのいずれかに該当するひとですが、所得制限などがありますので、くわしいことは問合せてください。

手当が受けられるひと

・「身体障害者手帳」おおむね一級のひと

・「愛の手帳」おおむね一度のひと

・常時介護を必要とする状態にある疾病・精神障害のあるひと

問合せ　厚生部福祉課厚生係

人権作文コンテストで内閣総理大臣賞★★★★★★★★

麹町中　中垣麻理子さん

区立麹町中学校の中垣麻理子さん（三年生）が、全国中学生人権作文コンテストで見事、内閣総理大臣賞に輝き、一月五日法務省で表彰をうけました。

このコンテストは、人権週間行事の一つとして法務省と全国人権擁護委員連合会が主催し、昨年十二月に実施したもので、全国の中学校一千百三十七校から十五万通にもおよぶ応募がありました。

作文は、学校、家庭、社会においての体験や実践を通して、人権問題を考えるものです。

中垣さんは、『人権共存のために』と題した作文の中で、「地域社会のなかで、〝他人に迷惑をかけないこと〟こそが、人権共存の源である」という主張を、原稿用紙五枚にわたって、力強く述べています。

なお、表彰式の模様などは、千代田区ビデオ広報の一月号で放映しています。（写真左）

☎ 区長にひとこと　電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264－0151

毎月1日と15日
午前10時～11時30分

お子さんについての心配ごとは

教育相談　☎256－8140

お気軽に、ご利用を。

千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2－1－8）

※事前に電話で申込みを。

シリーズ　その1

みんなで考える 千代田区の財政

はじめに

何が問題となっているのか

『千代田区の特色を反映した行政を行うためには、財政基盤の強化をはじめとする自治権の拡充が必要であると考えます。特に財政問題については、本区のように、区民の負担する税が、区の財政に反映されていない現行制度に対し、大いに不満を感じています。』

加藤区長は、ことしの年頭のあいさつでこのように述べています。

加藤区長は就任以来、都と区を取巻く〝財政問題〟について、あらゆる場で、区民のみなさんに訴え理解を求めてきています。

この〝財政問題〟とは、いったいどういうものなのでしょうか。

そして、みなさんの納めている税金が、区の財政に反映していないという〝現行制度〟とは、どういうしくみになっているのでしょうか。

とかく、財政問題というと分かりにくいものと思われています。

そこで、今号からシリーズで〝千代田区の財政上の悩み〟について、分かりやすく解説し、みなさんとともに考えていくことにしました。

＊

まず第一回は、東京都における〝区〟という自治体の性格や財政制度のしくみについて、基本的な内容から考えてみましょう。

どうして「特別区」なのか？

▽特別区とは

東京都には、千代田区や中央区など、二十三の区があります。

この二十三区は「特別区」と呼ばれ、横浜市や川崎市などの政令指定都市にある「区」とは、大きな違いがあります。

つまり、政令指定都市の「区」は、住民の利便を図るために定められた行政上の区域にすぎません。

一方、「特別区」は、議決機関（区議会）と執行機関（区長）があり、自主的に行政を行う力をもつ市・なみの自治体なのです。

▽特別区と市の仕事

特別区が、一般の市ではなく市・なみといわれる意味は、二十三区の区域における上・下水道や消防、清掃事業など、本来特別区が行うべき仕事を、東京都が一括して行っていることによるものです。

●特別区と市の仕事の比較

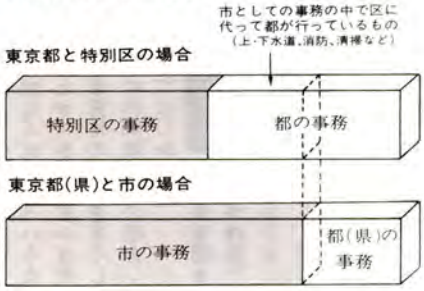

都や区の〝家計〟は

▽東京都では

ところで、地方自治体の家計（財政）は、どうなっているのでしょうか。

地方自治体の仕事に必要なお金は、そこに住む地域のみなさんが納める税金でまかなうことが原則とされています。

しかし、東京都では前に述べたように、本来各区が行わなければならない仕事を、都が一括して処理していることから、みなさんが本来千代田区に納めるべき固定資産税、特別土地保有税、住民税法人分の三税については、東京都に納めています。

そして、都は、これらの税金の一部を、前述の仕事に当てると同時に、二十三区間の行政水準のバランスを保つため、それに必要な財源にも当てられています。

さらに、千代田区と港区だけが特別に都に納めているお金も、他の区の財源に当てられています。

以上のように、東京都には特別な事情があるために、特別な制度が設けられています。

▽特別区の財政は

では、千代田区をはじめとする特別区の財政は、どうなっているのでしょうか。

東京都には、それぞれの仕事をするのに必要なお金を、都と特別区および、特別区相互間で調整する「都区財政調整制度」と呼ばれている制度があります。

これは、全国でも東京都にしかない特別な制度です。

▽「都区財政調整制度」とは

この制度は、東京の二十三区全体を一つの大都市と考えて、都区間では、事務量に従って費用の分担を決めるほか、各区の行政水準を一定に保つ必要があることから設けられています。

そして、都と特別区が協議して、一定の基準を決め、それをもとに都が必要とする金額と、二十三のそれぞれの区が必要とする金額とを計算します。

その結果、都と区の配分が決まるほか、支出に対して収入が少ない区は、お金をもらい、逆に、支出に対して収入が多い区は、お金を納めることになります。

千代田区は、ここ数年〝お金を納めている〟ただ一つの区です。

千代田区が、区民のみなさんの福祉の向上を図り、区の特性に合った行政を進めていくためには、どうしても自主財政権を確立しなければなりません。

そのためには、現在の制度の改善が必要で、ことしの区政目標を「本区の特性に合った財政制度の改善を求めて」と定めた理由も、ここにあります。

＊

それでは、次回は、千代田区の収入について、とりわけ、みなさんの納めている税金のゆくえについてご紹介しましょう。

住みよい街づくりに あなたの声を

区政モニター募集

●申込みはハガキで2月28日までに

区政モニターを募集します。

任期は、ことしの四月から来年の三月までの一年間です。

区政モニター制度は、年齢、性別、職業をはじめ、いろいろな立場や地域のみなさんから、区が行っている仕事について率直な意見や要望などをお聴きするものです。

そして、寄せられた意見や提案などは、区政をすすめるうえでの参考にしていきます。

区政モニターの活動内容は、区政に関する「アンケート」への回答、区政の問題点やあるべき姿についてテーマを決め、担当課職員をまじえて意見を交換する「モニター研究会」への出席、また、区政全般に関する意見などを寄せていただく「随時報告」の提出や「区立施設見学会」への参加などです。

住みよい街づくり―〝ふるさと千代田〟を築いていくために、あなたも区政モニターになってみませんか。

区政モニターの募集要領

募集人員　三十名

応募資格　区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと（公務員を除く）

任期　昭和五十七年四月一日から五十八年三月三十一日まで（一年）

謝礼　一万二千円

応募方法　官製ハガキの表に、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、裏には応募の動機を簡単に書いて申込んでください。

申込期限　二月二十八日(日)まで（当日消印有効）

選考・採用　応募の動機、地域、年齢、性別、職業などを参考にして選考し、三月中旬にその結果をお知らせします。

申込先・問合先　〒102千代田区九段南一―六―十一千代田区役所企画部広報課

第7期区政モニターの感想から

小宮永史さん（三番町）

区政モニターを経験したことで、区政がより身近に感じられ、いろいろな事を知ることができたと思います。

もう少し研究会の時間を多くして、区役所の幹部職員との話合いの場を設けてほしかった。

中村美有紀さん（外神田）

施設見学会に参加し、区に素晴しい施設がたくさんあることを知り、モニターになって大変よかったです。

これからも区独自の政策をもっと進めてもらいたいし、その政策の中に、モニターの意見をどんどん反映させていってほしいですね。

★文教地区などの都市計画の一部が変更されました

ことしの一月二十一日から、教育環境の保護を目的とする文教地区の一部（九段北三丁目、四丁目地区ほか十五か所）と、都市計画道路の変更に伴う用途地域の一部（二番町地区ほか三か所）が変更されました。

また、一月十一日から、下水道の新設（神田地区の一つの幹線ほか二地区二幹線）の都市計画の変更が行われました。

これらの変更のくわしい内容などは、都市計画課へ問合せてください。

高齢者の「仕事」と「生活上の悩み」についてご相談に応じます

高齢化社会がすすむにつれ、健康で働く意欲のあるひとが増大しています。しかし一方では、高齢者の就業上の悩みや、日常生活での悩みごとなどを持っているひともかなりいます。

そこで、高齢者事業団では、区や社会福祉協議会、高齢者無料職業紹介所と共催で、高齢者のための出張相談を行います。

おおむね六十歳以上の方で、高齢者に適した仕事に従事したい方や、生活上の悩みごとがある方など、お気軽にご相談ください。

とき・ところ

・二月十六日(火)　和泉橋出張所

・二月十七日(水)　神田公園出張所

・二月十八日(木)　富士見出張所

時間は、いずれも午前十時から午後三時まで

問合せ　千代田区高齢者事業団　☎234―〇〇二八～九

優良従業員を表彰します　2月15日までに推せんを

区では、三月十六日(火)、千代田区公会堂で、区内の中小企業に働く勤務成績の優良な従業員の方を表彰します。

商店会長、業種別商工団体代表者の方は、つぎの要領によって推せんしてください。

なお、商店会、業種別商工団体に加入していない事業所の従業員の方については、町会長または東京都中小企業所定着指導員の方が推せんしてください。

推せん基準

・区内の中小企業の従業員で、五年以上同じ事業所に勤務し、他の従業員の模範となるひと（すでにこの表彰を受けたひとは除きます）

推せん書の提出期限

二月十五日(月)までに規定の推せん用紙に記入して、商工課商工係（区役所三階）に提出してください。

問合せ　商工課商工係

還付を受けるための確定申告はお早めに

源泉徴収された税金や、予定納税をした税金が納め過ぎになっているひとは、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

この申告書は、二月十五日以前でも受付けていますので、お早めに申告をして、税金の還付を受けてください。

特に、つぎに該当するひとは、税金が納め過ぎていないかどうかを確かめてください。

①昭和五十六年の所得が少ないひとで、利子所得や配当所得、原稿料などがあるひと

②給与所得者で、雑損（火災、盗難など）控除や医療費控除、寄付金控除、住宅取得控除などを受けることができるひと

③昭和五十六年の中途で退職し、その後就職しなかった給与所得者で、年末調整を受けなかったひと

④予定納税をしているひとで、確定申告の必要がなくなったひと

簡単な還付申告書もご利用ください

この還付申告書を利用できるひとは、年末調整を受けた給与所得以外に、申告する所得のないひとに限ります。

なお、前記②に該当されるひとは、還付専用の申告書をご利用ください。

くわしいことは、税務署所得税第一部門まで問合せてください。

・麹町税務署 ☎294―四五五一
・神田税務署 ☎294―四八一一

郵便局で納めた方に納税報奨金をお支払いします

昭和五十六年度の特別区民税・都民税（普通徴収分）を納期前に郵便局で納めた方で、まだ納税報奨金を受取っていない方に、報奨金をお支払いするための「報奨金支払通知書」を郵送します。

この通知書が届きましたら、請求欄に印鑑を押して、二月二十日(土)までにご返送ください。

口座振替の方法で、納税報奨金をお支払いします。

報奨金についての問合せは

・区役所税務課課税第二係

寝たきりのおとしよりの家庭に

訪問看護指導員を派遣

区では、寝たきりのおとしよりの健康管理と日常生活の改善を図り、より快適な療養生活を送っていただくため、寝たきりのおとしよりの家庭に、訪問看護指導員を派遣しています。

これは、区から派遣する看護指導員（区が委託する保健婦・看護婦および理学療法士）が、介護にあたっているご家族やご本人に、専門的な立場から、日常生活の介護や機能回復訓練の指導（必要な方のみ）を行うものです。

●対象となるひとは

区内に住む六十歳以上の寝たきりのひと（在宅に限ります）

●看護指導の内容と方法は

看護指導員が家庭を訪問し、寝たきりのおとしよりの床ずれ、からだの清潔方法、環境整備など、看護、介護上の指導や機能回復訓練の指導をします。

●指導回数は

原則として月二回です。（機能回復訓練は月一回です）

●申込み・問合せは

保健衛生部保健課予防係に、ご家族の方が印鑑を持参のうえ、申請してください。（来所できない場合は、電話をしてください）

国民年金

サラリーマンの奥さんも国民年金に加入しましょう

サラリーマンの奥さんも希望すれば、二十歳から五十九歳までの間に国民年金に加入することができます。

国民年金に加入すると、将来、保険料を納めた期間に応じて年金が受けられるほか、万一、病気やけがで障害者になったときや、ご主人が亡くなって母子世帯になったときなどにも、年金が受けられます。

また、過去に厚生年金に加入したことがある場合は、脱退手当金を受けていない限り、その加入期間も通算して年金が受けられることになっています。

老後の安心した生活を送るために、また、万一のときに備えて、ぜひ、国民年金に加入しましょう。

問合せ 国民年金課

春の繁殖期前に

ネズミのいっせい駆除

ネズミは、年間を通じて活動しています。

そして、三月から五月、九月から十二月の繁殖期は特に活発で、多くの被害をもたらします。

ネズミの被害をなくすためには、この繁殖期前に、町全体でいっせいにネズミの駆除をすることが最も効果的です。

そこで、区では、清潔な環境づくりと伝染病の予防のため、つぎのようにネズミの駆除を行います。

実施期間は

2月22日(月)から28日(日)まで

ネズミ駆除薬剤は、町会を通じて各家庭に配布します。

薬剤を使用するときは、薬剤といっしょに使用説明書を配布しますので、よく読んでください。

なお、区ではネズミ取器も無料で貸出していますので、希望するひとはいつでもご連絡ください。

問合せ 保健衛生部管理課衛生係

おしらせ

保健所だより

■**乳幼児健康相談**
とき 2月25日(木)午後1時30分～3時
ところ 麹町保健所
内容 乳幼児の身体測定、診察、保健指導、栄養指導
申込み 希望するひとは、当日直接麹町保健所へ。

■**精神衛生相談**（予約制）
家庭や職場内での精神上の悩みに、専門医が、毎月第4木曜日に相談に応じています。お気軽にどうぞ。
とき 2月25日(木)、3月25日(木)午後1時30分～3時
ところ 麹町保健所
申込み 麹町保健所 ☎212－7814

■**食事療法の相談**
とき 2月26日(金)午前10時～午後3時
ところ 麹町保健所分室（富士見2－2－14）
対象 食事療法を必要とするひとやその家族5名（先着順）
申込み 麹町保健所 ☎212－7814

■**胃の集団検診**
とき 3月9日(火)午前9時～3時
ところ 東京都がん検診センター
対象 35歳以上の区民25名（先着順）
申込み 麹町保健所 ☎212－7814

■**成人病学級**（肥満予防）
とき・内容 3月3日(水)「何をどれだけ食べたらよいか」 15日(月)「医師と面接、肥満のはなし、日常生活の注意」 24日(水)「カロリーをおさえた調理の仕方」午後1時～4時
ところ 神田保健所
対象 区内在住・在勤者10名（先着順）
申込み 神田保健所 ☎291－3641

■**栄養相談**
とき 3月12日(金)、26日(金)、午後1時30分～4時
ところ 神田保健所
対象 食事療法を必要とする区内在住・在勤者5名（先着順）
申込み 神田保健所 ☎291－3641

■**子宮がん検診**
とき 3月17日(水)午後1時～2時
ところ 東京都がん検診センター
対象 区内に住む30歳以上の女性35名（先着順）
申込み 神田保健所 ☎291－3641

■**乳がん検診**（予約制）
とき 3月17日(水)午後1時30分～3時
ところ 神田保健所
対象 区内に住む30歳以上の女性
なお、生理の始まる1週間前から、生理の終るまでの期間は受診できません。
募集定員 30名（先着順）
申込み 神田保健所 ☎291－3641

児童館だより

■**四児童館合同親睦卓球大会**
とき 2月20日(土)午後2時から
ところ 四番町児童館
なお、それぞれの児童館では、卓球大会にむけて練習や予選会を行いますので、参加希望者は、各児童館へ問合せを。
四番町児童館 ☎234－3084
富士見児童館 ☎262－1040
西神田児童館 ☎294－0631
神田児童館 ☎253－6021
四番町児童館

■**映画会** 2月10日(水)午後3時から「おれは鉄兵」「銀河鉄道999」
西神田児童館

■**四館合同卓球大会の予選会** 2月13日(土)午後2時30分から参加できるひとは、小学校3年生から中学生までです。
申込みは児童館まで。
神田児童館

■**映画会** 2月24日(水)午後2時から「ビーバーの谷」「一休さん」
神田児童館

総合体育館 ☎256－8444

■**リズム体操教室**（5日間）
とき 2月17日から3月17日までの毎週水曜日、午後2時～3時30分
ところ 総合体育館主競技場
対象 区内在住の婦人
定員 70名
参加費 無料
申込み・問合せ 総合体育館へ。

区立総合体育館 第3日曜日は区民無料開放日
2月は21日です
ご家族おそろいでお楽しみください。

老人福祉センター ☎265－3981

■**文化祭**
日頃の活動の成果を発表し、区民のみなさんとの交流を深めるため、センター文化祭を行います。
とき 3月5日(金)～7日(日)
内容 グループ発表会、作品展、お茶会、ダンス・パーティー、囲碁将棋大会、模擬店などくわしい行事内容、日程は次号でお知らせします。
なお、具体的な内容や実施方法を話合い、準備をすすめる会を開いています。どなたでもどうぞ、ご参加ください。
とき 2月25日(木)までの毎週木曜日、午後2時～3時30分

■**センター職員と語る会**
センターを利用していて日頃感じることなどを、所長をはじめ職員と話合います。
とき 2月18日(木)午後1時30分
内容 4月からの新規講習会、催し物など、各種事業予定について

■**センター利用案内**
とき 2月20日(土)、21日(日)、午後2時～4時
内容 スライドによるセンターの活動紹介、館内見学などセンターを利用したことのない方は、ぜひこの機会にご来館を。

■**映画会**
とき 2月21日(日)午後1時30分
上映作品 「雪国」(岩下志麻主演)

箱根・湯河原千代田荘

3月の利用できない日
箱根・湯河原千代田荘の3月の利用できない日は、つぎのとおりです。
箱根千代田荘＝3日(水)、17日(水)、18日(木)、19日(金)
湯河原千代田荘＝3日(水)、4日(木)、5日(金)、17日(水)
問合せ 区民課区民係

みんなでスポーツを

■**"陽だまり"ハイキング**
初春のやわらかな日差しを、いっぱいに浴びて、西多摩の自然をあなた自身のものにしてみませんか。
千代田区レクリエーション協会では、千代田区教育委員会、千代田区体育協会の後援で"陽だまり"ハイキングを行います。
とき 2月28日(日)午前6時国電御茶ノ水駅聖橋口前集合
ところ 西多摩郡檜原村浅間嶺（せんげんれい）
参加資格 区内在住・在勤者
定員 55名（先着順）
参加費 2千800円（往復バス代、保険料など）
申込み・問合せ 2月10日(水)から参加費を添えて社会教育課体育係へ。

■**千代田区剣道大会**
とき 3月14日(日)午前9時から
ところ 総合体育館主競技場
参加資格 区内在住・在勤者で5段以下のひと
種目 少年の部（小学校5・6年生、4年生以下、中学生の部）、初段以下の部、2段の部、3段の部、4・5段の部（男、女）、女子の部（3段以下）
申込み・問合せ 2月17日(水)から19日(金)までの間に、社会教育課体育係へ申込んでください。

募集します

■**千代田区職員募集**
職種・募集人員 給食調理、作業、用務で、各若干名
応募資格 昭和57年4月1日現在35歳以下のひと
採用時期 4月
応募方法 履歴書に写真をはり、希望職種を明記し、2月20日(土)までに持参か郵送してください。
申込先・問合先 総務部職員課人事係（〒102千代田区九段南1－6－11 ☎264－0151）へ。

■**区民園芸講座**
樹木の殖やし方についての園芸講座を開きます。
とき 2月24日(水)午後2時～4時
ところ 区役所4階会議室
内容 「樹木の殖やし方」（接ぎ木、挿し木、取り木）
参加資格 区内在住者
定員 60名
申込み・問合せ 2月8日(月)から電話で、環境課環境係まで申込みを。（定員になり次第締切ります）

官公庁だより

■**献血に協力を**
2月25日(木)、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。ご協力を。

■**中小企業経営者共済制度にぜひ加入しましょう**
中小企業の経営者や専従家族の方が不慮のけがなどの災難に遭ったときの補償を目的に、財団法人中小企業経営者災害補償事業団では、地元の信用金庫と提携して「月払会費」共済制度を実施しています。
万一のけがに備えて、今すぐに加入の手続きを。
加入資格 20歳以上の経営者または専従家族
会費 月額一律1千500円
補償内容 表のとおり

区分	補償金額
けがで死亡したとき	400万円
けがで後遺症が残ったとき	程度に応じて15万～400万円
けが入院したとき	1日4千円（限度額146万円）
けがで医師の往診をうけたとき	1回4千円
けがで通院したとき	1日2千円（限度額73万円）

申込み 区内の各信用金庫の窓口へ。
問合せ (財)中小企業経営者災害補償事業団 ☎293－1241

■**ナースバンクに登録を**
保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦の資格を持っているひとで、就業を希望する方に役立ててもらおうとナースバンク事業を行っています。登録していただいた方には、看護ニュースや講習会の案内等、就業に役立つ情報を提供し、就職相談や紹介も行います。
登録方法 ハガキに「ナースバンク登録希望」と住所、氏名、年齢、電話番号、所有資格を記入して、日本看護協会東京都支部ナースバンク（〒150渋谷区神宮前5－8－2 ☎400－3395）へ郵送してください。
問合せ 東京都衛生局医務部看護課 ☎212－5111内線28－442

青果物消費者サービスデー
2月18日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
2月12日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
2月10日(水)・24日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

2月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

7日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	加賀小児科医院	☎291-9951	神田神保町1－35
11日	福田医院	☎261-8727	五番町6
	昼 西神田診療所	☎262-5362	西神田2－3－2
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
14日	大森胃腸科	☎234-6226	隼町2－15
	昼 松本小児科医院	☎292-8806	猿楽町2－6－6
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
21日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	昼 中沢医院	☎251-2683	外神田3－10－8
	夜 同和医院	☎251-2141	神田淡路町2－8
28日	船津診療所	☎263-3569	麹町4－5 第7麹町ビル6階
	遠藤医院	☎295-1013	神田錦町1－8

夜間・休日の急病は
消防庁テレホンサービス
☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田
第23号（2月号）2月10日放映開始
主な内容
- 区のおしらせ600号の歩み
- 成人の日のつどい
- 元気にたこあげ大会 ―鎌倉臨海学園―
- 消費生活展

住みよい生活環境をめざして

測定結果からみる大気の汚染状況

大気汚染とは、さまざまな事業活動（例えば、工場の操業）や、人間の諸活動（例えば、自動車の運転）により、汚染物質が大気中に排出され、空気を汚すことをいいます。

その汚染の状態は、気象や地形などによって異なります。

そして、大気汚染は、人間だけではなく、動・植物や物質にもいろいろな影響をあたえます。

まず、人間の健康にあたえる影響として現在もっとも問題となっているのが、慢性気管支炎や気管支ぜん息など呼吸器系の病気の発生と、光化学スモッグがもたらす影響です。

動・植物に対する影響としてはハトの呼吸器に異常がみられたり、光化学スモッグによるアサガオの被害などがあります。

また、物に対する影響としては汚染物質の化学作用による金属の腐食などの例があります。

大気を汚す物質には、重油中の硫黄分が燃焼して出す硫黄酸化物、自動車エンジン等の高温燃焼から出る窒素酸化物、不完全燃焼による一酸化炭素のほか浮遊粒子状物質や炭化水素があり、二次汚染物質としては、光化学オキシダントなどがあります。

本区における汚染物質の発生源をみてみると、大きな工場がないかわりに、事業所が極めて多いのが特徴です。さらに、自動車の交通量がとびぬけて多いため、個々には少ない排出量も、全体ではほう大なものとなっています。

そこで、区では、各種の調査や測定を行う一方、発生源の規制や監視を強め、公害のない住みよい環境づくりにつとめています。

千代田区内の大気の汚染状況は!?

では、本区における大気の汚染状況は、どうでしょうか。

区の公害測定室（区役所内）での測定値を中心に、つぎにみてみましょう。

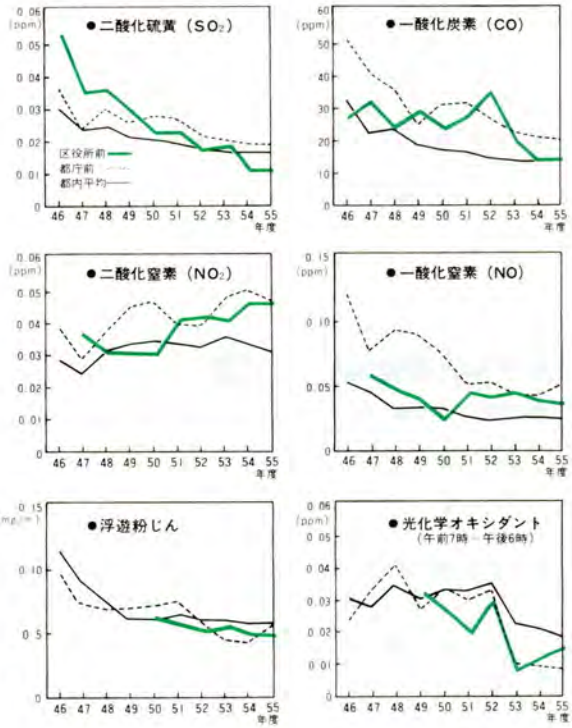

（注）光化学オキシダントについて、都庁前及び都内平均の55年度平均値は午前5時－午後8時の値です。

●過去十年間、区役所前と都庁前の二地点および都内平均の測定値とを比較してグラフであらわすと図のようになります。

このうち、自動車排ガスの影響が大きい二酸化窒素は、ここ数年、漸増傾向にあります。

この二酸化窒素と一酸化窒素などをあわせた窒素酸化物は、それ自体が有害で、光化学オキシダントの原因物質でもあり、その対策は、大気汚染問題を解決するうえでの緊急課題となっています。

対策としては、これまで行ってきた個々の発生源への規制に加えて、排出される物質の総量を定め規制する「総量規制」の導入や大型トラックなどディーゼル車への「五十八年規制」などがすすめられています。

さらに今後は、自動車の数そのものを減らす交通総量の削減も検討する必要があります。

●つぎに、昭和五十五年度における測定値を**環境基準値**にあてはめてみると、二酸化硫黄と一酸化炭素については、環境基準値に対する**適合率**がいずれも百％で、環境基準に達しているといえます。

しかし、二酸化窒素は八十九・七％、光化学オキシダントは九十五％、浮遊粉じんは九十二・三％となっており、いずれも環境基準に達しない日があることが分かります。

この適合率を、百％にするのが今後の課題となっています。

＊　＊

※環境基準とは……ひとの健康を保護するとともに生活環境を守るうえで、維持することがのぞましい基準をいいます。

※適合率とは……環境基準に達した日を、全体の測定日数で割った比率をいいます。